

## 春日井市成人式用パンフレット広告掲載及び会場内看板広告設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、成人式用パンフレットへの広告掲載及び会場内での看板広告設置（以下「広告掲載等」という。）について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (広告主の募集)

第2条 広告主の募集は、広報春日井及び市ホームページに掲載することにより行うものとする。

### (広告の販売)

第3条 広告の販売は、要綱第4条第1項第3号の方法により行うものとする。

### (広告掲載等の順位)

第4条 掲載又は設置する広告は、次の各号の順位により行うものとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 私企業又は自営業で市内に事業所、営業所等を有するもの
- (3) その他私企業又は自営業

### (広告掲載等の申込み)

第5条 広告掲載等を希望する者は、成人式用パンフレット広告掲載及び会場内看板広告設置申込書（第1号様式）に掲載又は設置しようとする広告原案を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原案の内容に不適切な表現がある場合には、修正を求めることができる。

### (広告掲載等の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、可否を決定する。

2 広告掲載等の可否を決定した者に対しては、成人式用パンフレット広告掲載及び会場内看板広告設置決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 募集枠を超えて申込みがあった場合は、公開抽選により決定する。

### (広告の作成)

第7条 広告主は、広告原稿作成に当たり、完全原稿又は看板広告を市が指定した期日までに市に提出するものとする。

### (広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに、納入通知書により広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責任によらない理由の場合は、この限りではない。

(広告掲載等の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、成人式用パンフレット広告掲載及び会場内看板広告設置取消通知書(第3号様式)により広告の掲載等を取消することができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 要綱第5条第2項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき。
- (3) その他市長が広告掲載等に支障があると認めるとき。

(広告掲載等の取下げ)

第11条 広告主は、広告掲載等を取り下げるときは、決定通知書を受けた日から3日以内に、書面により申し出なければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月9日から施行する。